

令和 8 年 6 月定例会の結果

- 1 陳情
- 2 資料（陳情文書表）

1 陳情

番号	件 名	結 果
陳情第 2 号	静岡市議会基本条例の評価・検証シートの作成と、その公開を求める陳情	不採択
陳情第 3 号	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情	不採択
陳情第 4 号	静岡市立静岡病院医師の採用試験時不正行為の疑いに関する告発および同告発後の人事部の対応に関する陳情	不採択
陳情第 5 号	宗教法人満願寺の樹木葬霊園計画に関する陳情	【文章表現的な結論】 陳情の趣旨については理解できるところである。新たな規制を設けるなど、陳情事項に沿って住民の不安を取り除くよう最大限尽力されたい。

2 資料（陳情文書表）

（陳情第2号）

議会運営委員会
（令和8年5月21日受付）

静岡市議会基本条例の評価・検証シートの作成と、その公開を求める陳情

陳 情 者 静岡市駿河区
奥脇 卓也 ほか1名

【陳情趣旨】

2012年に制定・施行された静岡市議会基本条例では、「市議会の活動原則」（第3条）の一つとして、「充実した審議及び討論を行うこと」を挙げています。ところで、私は、2022年から2025年にかけて、静岡市議会に対して公文書管理条例の制定を求める陳情を提出し続け、付託された委員会の中で趣旨説明を4回行ってきました。2025年にその陳情は採択されましたが、その経験上、陳情審査については、構造的な問題があるために「充実した審議」がなされていないのではないかと考えています。

現在の陳情審査では、採決の前に、委員の方々は会派ごとに意見をおっしゃっています。それでは、会派内での意見の調整はいつ行ったのか。実のところ、委員会での陳情審査の前にすでに行われていたのではないかと思います。そうすると、いくら陳情者が趣旨説明・意見陳述をしたところで、会派としてすでに決めていた結論をその場で変えることは、はじめからほとんど期待できないのではないかと思います。

もちろん、一概にそのことを否定するつもりはありません。会派として意見をまとめることが必要だから、そうなっているのだろうとも思います。しかし、それが本来の陳情審査の在り方なのかといえば、甚だ疑問に思います。特に、陳情者と行政担当者の言い分が真っ向から対立している場合や、基本的な方向性は一致していたとしても具体的な考え方に違いがあるような場合には、陳情審査はそれぞれが自らの認識に基づいて、一方的に意見を言い合う場になるだけです。また、ちょっとした反論・指摘をするだけでも一年待たなくてはならない現状では、論点整理もなされずに議論も深まりません。そうした状況下で予め会派内で結論を出されていても、陳情者・行政担当者共に、納得を得られるものではなく、少なくとも「充実した審議」がなされているとは言い難い状況です。

他方で、現状で十分だという意見もあるのだろうと思います。実際に、議会基本条例は、公聴会や参考人制度の活用（6条2項）、意見を聞く機会の拡張（6条3項）、意見交換の場を設ける（6条4項）といった方法をすでに用意しています。ただ、果たしてそれらが効果的に運用されているのか。問題の本質は、2012年に制定された議会基本条例が、現在の議員たちの血となり肉となっているのかという点にあるのではないかと考えます。そこで改めて、次のことを陳情します。

【陳情項目】

静岡市議会基本条例が定める各規定の理念・目的が、どの程度実現・達成されているのかを確認するために、議会として評価・検証シートを作成し、公表することを陳情する。

(陳情第3号)

上下水道教育委員会
(令和8年6月11日受付)

公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情

陳 情 者 静岡市葵区
正しい行政を考える静岡県民の会
代表 寺尾 康司

【陳情趣旨】

中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力を育むことが求められます。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしています。

平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがあります。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と、生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要です。

教育基本法第14条は、政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じています。

本陳情を通し、中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆し、生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故があります。

亡くなられた生徒の御遺族は、事故当日の経過について、インターネット上で公表されています。保護者にとって、修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも、十分な安全確認と説明責任が求められます。

さらに御遺族は、沖縄や辺野古は、平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られています。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきです。

文部科学省は、令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めています。また、大阪府教育庁は、同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施しました。

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、日本教職員組合をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県あわせて300団体以上確認できます。自治体内でも教職員系団体、及び中学校・高校の教員本人が、辺野古移設反対活

動への「寄付」を呼び掛けた実態はないのでしょうか。また、こうした反対活動を支援する教員が、教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないのでしょうか。

教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を、改めて確認する必要性を示すものです。

以上、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記のとおり陳情いたします。

【陳情項目】

①公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教師の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招へい又は関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることのないよう確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

②保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与、安全管理体制について、保護者に事前に十分説明すること。あわせて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

③過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会又は学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。そのうえで、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について、特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て、政治的中立性又は安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったかを確認すること。

④③に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

③により、該当又はその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明、政治的中立性への配慮について実態を把握すること。その結果を、今後の指導及び改善に生かすこと。

(陳情第4号)

厚生委員会
(令和8年6月15日受付)

静岡市立静岡病院医師の採用試験時不正行為の疑いに関する告発
および同告発後の人事部の対応に関する陳情

陳 情 者 広島県広島市南区
嘉陽 礼文

【陳情趣旨】

陳情者は、静岡市立静岡病院に〇〇〇〇年に採用されたA氏が、採用時に不正行為をおこなった疑いのある情報を得ており、静岡市立静岡病院人事部および同病院長宛に、実名で告発文および関係資料を令和8年3月5日に発送した。同月9日付で同病院は受領したが、その後、令和8年3月23日付の書面（以下のカッコ内に書面内容を記載）「2025事人第〇〇〇〇号 令和8年3月23日 貴方から令和8年3月5日付で送付いただき、同月9日付で当院において受領したもののについては全て返却させていただきます。なお、本件についてはお問合せいただいても対応しかねますので、ご承知おきください 地方独立行政法人静岡市立静岡病院 事業管理部人事課長」とともに同月26日に陳情者へ、すべての書類と資料を返送してきた。その後の同病院の対応は不明である。A氏は、現在にも同病院に勤務しており、同病院のホームページ上の懲戒処分発表等にも該当内容は見当たらない。つまり同病院は、本来、厳正に調査すべき内容の告発をおこなった告発者を門前払いするなどし、誠実性に欠ける対応に終始していると評価される可能性がある。その対応は、市民・国民への公正・信頼を担う市立病院としての対応体制として適切であるか、静岡市市議会の厳正なご判断を仰ぎたい。

【陳情項目】

- 1、静岡市立静岡病院の人事課および院長における、本件不正行為の告発への対応につき、告発状の受領体制について調査し、告発受領の対応時の情報記録（院内メール・会議録など）を開示し、同病院の対応の適正性について調査し、病院側の、告発対応の体制につき問題の有無を明らかにすること。
- 2、採用試験時に不正行為をおこなった疑いのあるA氏につき、厳正な調査を実施すること。
- 3、調査の結果、不正行為が明らかになった場合にはA氏について適切な対応の実施を静岡市立静岡病院へ指示すること。

(陳情第5号)

厚生委員会
(令和8年6月18日受付)

宗教法人満願寺の樹木葬霊園計画に関する陳情

陳 情 者 静岡市葵区
葵区牧ヶ谷自治会
会長 内藤 猛

【陳情趣旨】

本自治会は宗教法人満願寺が駿河区向敷地に計画している樹木葬霊園に伴う水害リスクの増大、交通安全や交通渋滞の重大な支障、環境汚染への懸念、管理主体の不透明性などの観点から、地域住民の生命、安全、財産に深刻な影響を及ぼすおそれがあると判断しています。先人たちが営々として築いてきた牧ヶ谷の文化や歴史、守るべき自然といったものを根底から覆すかもしれないという危惧と危機感を持っています。

残念ながら、事業者は聞く耳を持たないという雰囲気を感じられ、ただ単に法的手続きのみで計画の推進を図ろうとしています。令和7年10月21日に地元説明会を開催したのみで再三にわたる要請にもかかわらず、第2回の地元説明会は開催しておりません。また本自治会で去る4月26日に開催した住民説明会にも参加は拒否されました。詳細計画図、事業計画書、施工計画書を始めとする具体的説明は受けておりません。従って本会会員の強い不信感と不安は解消されません。

このため「公衆衛生その他公共の福祉」の見地から賢明なご判断をお願いしたく陳情書を提出しお力添えを懇請するしだいです。

【陳情理由】

1. 水害リスクの増大

令和4年台風15号では本計画に隣接する地域で20世帯以上が浸水被害を受けています。霊園計画により現在の貯水機能が失われる恐れがある上、計画地内の排水路を廃止すると計画となっておりますが、その具体的対応策は示されておりません。住民の不安は日に日に深まっているのが現状です。

2. 交通安全、交通渋滞への重大な影響

計画地前の道路は交通量が多く朝、夕は現在でも渋滞し、西高生の通学路でもあります。6,500基という大規模墓地に対する交通量予測などは示されておらず住民の安全確保は極めて不十分です。また、計画の駐車場台数は54台とされ出入り口は県道への1ヶ所のみであり交通安全、交通渋滞への重大な影響が懸念されます。

参考…富士市条例による駐車場台数 650台となります

…藤枝市条例による駐車場台数 510台となります

3. 環境汚染（水質・地下水）への科学的評価が欠落

牧ヶ谷地区は湧水・井戸が多く地下水の保全は住民生活に直結します。しかし事業者は

地下水流動解析・水質アセスメント計画を提出しておらず環境アセスメントとして成立しません。生活用水に影響ができれば取返しがつかず、慎重な検証が不可欠です。計画地境界より100m以内には飲料用井戸が10基あり日々住民が利用しております。（富士市条例では飲料用井戸より100mの距離が必要である）さらに、西高校正門以南には20数基の飲料井戸が利用されています。

4. 管理主体（宗教法人）の事業継続性が不透明

墓地は半永久的に運営されるべき施設であるにもかかわらず事業計画、資金計画は示されておりません。また満願寺の意思決定機関はきわめて不透明であります。経営不振に陥った場合の責任の所在、霊園の管理など不安は尽きません。管理体制の不透明性は市民生活への潜在的リスクであり透明性のある情報開示が必要です。

【陳情項目】

- 1 宗教法人満願寺の樹木葬霊園について経営許可を決定しないよう陳情いたします。
- 2 静岡市におかれましては以下の措置を講じていただくよう陳情いたします。
 - ・申請地は住宅、病院、公共施設から一定の距離を設ける事
 - ・申請地の周囲に水道の水源、飲料井戸がない事
 - ・住民説明会の基準を設ける事